

# 飲食店を経営される方へお知らせ



法令改正により、全ての飲食店に  
**消火器具**が必要になります！

**施行期日：2019年10月1日**

## 改正の経緯

平成28年12月に糸魚川市で発生した大規模火災を受けて、小規模飲食店からの火災の拡大防止を図るため、消防法令が見直され、面積にかかわらず消火器具を設置することが義務付けられました。

## 改正内容

延べ面積150㎡未満の火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた飲食店等について消火器具の設置が義務付けられました。

## 「防火上有効な措置」とは？

### 調理油過熱防止装置



### 自動消火装置



### 圧力感知安全装置



※立ち消え安全装置はこれらに該当しません。

## 消防署への届出について



消火器の設置が義務付けられたことにより、新たに消防署への届出が必要になる場合があります。

管轄する消防署へお問い合わせください。

## お問合せ先

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 消防本部予防課     | TEL : 0791-76-7120 |
| 相生消防署総務予防課  | TEL : 0791-23-7119 |
| たつの消防署総務予防課 | TEL : 0791-64-3175 |
| 宍粟消防署総務予防課  | TEL : 0790-62-8201 |
| 太子消防署総務予防課  | TEL : 079-276-1191 |
| 佐用消防署総務予防課  | TEL : 0790-82-3874 |





飲食店には**防災物品**の使用が必要です。

防災物品って何？

火が燃え移っても、燃え広がらない加工がされているもので、延焼拡大防止に効果があります。

飲食店など、不特定多数の方が利用される施設は防災物品の使用が義務付けられています。

どんな所に必要？

店舗内に使用するカーテン、布製ブラインド、のれん、じゅうたん等に必要です。防災物品には下のようなラベルがついています。



消火器設置後は**消火器の点検と点検結果報告書の提出**が必要です。

1. 消火器を設置します。  
標識も忘れずに！

2. 6か月ごとに  
消火器を点検します。

3. 1年に1回管轄の消防署へ  
点検結果報告書を提出します。

これでよし！



異常なし！



提出します



ありがとうございます



●消火器は自分で点検することができます●

蓄圧式消火器は、製造年から**5年**まで

加圧式消火器は、製造年から**3年**まで

外観のみの点検でOKです！

※上記年数を経過すると内部点検が必要となり、専門業者による点検が必要となります。

点検に関する参考資料は下記のQRコードから確認してください。

消火器点検報告支援パンフレット



消火器点検アプリ

